

令和8年度 中小企業の知財活用及び金融機能活用による企業価値向上支援事業  
公募要領

## 1. 本事業の概要

知財金融事業は、中小企業が自社の強み（知財・無形資産）を把握し、その事業上の位置づけを金融機関等のステークホルダーに適切に示すとともに、中小企業の持つ知財・無形資産の価値を金融機関が事業性を考慮して適切に評価し、その評価を基に資金調達などが図られるような仕組みづくりが行われることを目的とし、実施しています。

本事業では、事務局並びに弁理士等の専門家が中小企業の「知財ビジネス報告書(※)」作成を支援し、金融機関の皆様と同報告書の内容に基づいた評価を実施いただいた上で、その評価結果を中小企業の皆様へ提供いたします。

本年より、「事業性融資の推進等に関する法律」が施行され、企業価値担保権が創設されます。これにより、これまで担保とすることが難しかった在庫や売掛金、そして特許・ノウハウ・ブランドといった知的財産まで含めた「事業そのもの」を一体として担保とすることができます。本事業は「目に見えない価値（知的財産）」を可視化し、事業性評価に繋げる取組であり、本事業の活用は、企業価値担保権も含めた融資判断の精度を高めることができると考えております。このような背景を踏まえ、今年度からは知財ビジネス報告書の作成支援として、3つのコースを設定しており、各企業・金融機関の皆様につきましては、支援ニーズに合わせてコースをご選択いただけます。(各コースについては2-②をご参照ください)

※令和5年度までの知財金融促進事業において作成支援していた知財ビジネス評価書では、支援対象企業の強み・知財分析を行った上での現状把握(「As Is」)が主な内容でしたが、令和6年度以降作成支援する知財ビジネス報告書では、「As Is」に加え、自社の将来像を見据えた経営戦略(「To Be」)も併せてとりまとめることとし、事務局や専門家がその報告書作成の支援を実施します。

※中小企業、金融機関、弁理士等の専門家の皆様には、知財金融事業に意欲的に取り組んでいただくことを目的として、作成された知財ビジネス報告書については、可能な範囲で知財金融ポータルサイトや特許庁ウェブサイトなどで公開することを予定している点について、ご理解の上、応募頂くようお願いいたします。作成の際にも専門家や事務局と協議しながら公開を見据えた報告書を作成します。

(秘密情報に係る情報については公開不要です。公開範囲は、採択企業の皆様と協議の上、決定いたします)

## 2. 募集について

### ① 募集内容

対象者	<p>以下のいずれかであること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業上の強み（知財・無形資産）を金融機関等のステークホルダーとの関係強化や資金調達に役立てたい中小企業等</li></ul> <p>※知財をファイナンス（融資）に繋げることに軸足を置いた支援となりますので、融資を望んでいる中小企業等を優先的に採択します</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 中小企業の「目に見えない価値（知的財産）」を可視化し、事業性による評価を試みたいと考えている金融機関（中小企業への融資や経営支援を行っている地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、信用保証協会（政府系金融機関を含む）</li></ul> <p>※上記以外の金融機関の方で応募を検討されている場合は事務局までご相談ください</p>
募集期間	<p>令和8年6月1日（月）10:00～令和8年8月31日（月）17:00 （採択は順次行い、採択予定件数に到達次第早期終了する可能性があります）</p> <p>※応募件数が採択予定件数に達しない場合は、追加募集の可能性もあります</p>
費用	無料
採択予定件数	<p>基本コース：35件程度 将来キャッシュフローコース：3件程度 企業価値担保権設定調査コース：2件程度 計40件程度</p>

② コースの説明および審査内容

コース名	コース説明	審査内容
基本コース	<p>知財の棚卸をし、将来的な融資を見据えた事業計画の道筋を明確化したいと考えている企業向けに、知財の強みを明確化することで、将来の目指す姿に向け、定性的な経営戦略ストーリーの方向性を整理します。</p> <p>希望がある全件において、事業戦略の方向性に応じた資金調達ニーズの規模と時期の概略を整理します。</p>	<p>以下の要素を総合的に審査し採択可否を判断します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 知財の強みや課題</li> <li>✓ 知財と事業の関係性</li> <li>✓ 知財ビジネス報告書の活用方針（事業趣旨と合致しているか）</li> </ul>
将来キャッシュフローコース	<p>基本コースの内容に加え、以下の情報を整理し、知財を活用した経営戦略を定量的に可視化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 知財戦略を中心とした経営戦略（販売戦略、市場開拓戦略、財務戦略等）</li> <li>✓ 経営戦略実行により予測される将来キャッシュフロー予測</li> </ul>	<p>基本コースの内容に加え、以下の要素を総合的に審査し採択可否を判断します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 応募段階における事業計画の明確化度合</li> <li>✓ 応募段階における資金調達ニーズの有無および時期と規模などの定量情報</li> </ul>
企業価値担保権設定調査コース	<p>将来キャッシュフローコースの内容に加え、以下の分析を行い、企業価値担保権の設定に資するかを検討します。</p> <p>※企業価値担保権の設定を保証するものではありません</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 将来の事業計画における重要リスク（計画の下振れをもたらす要因）</li> <li>✓ 上記リスク発生時における定性的なりカバープラン案</li> </ul>	<p>将来キャッシュフローコースの内容に加え、以下の要素を総合的に審査し採択可否を判断します</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 中小企業としての企業価値担保権設定の活用に対する姿勢</li> <li>✓ 金融機関として企業価値担保権設定に向けた態勢の整備状況</li> </ul>

各コースにおける知財ビジネス報告書の記載内容例

今年度知財ビジネス報告書の基本構成

□: 基本コースの想定作成範囲

#	考え方	項目	概要	狙い
1	過去 ～現在	企業概要 (As-Is)	事業概要・経営方針	知的財産（強み・壁）をいかにして生み出し、事業に貢献してきたかについてストーリー化
2			事業実績、安定性分析	
3	強み・壁	事業の核となる知的財産 (As-Is)	事業への貢献内容（製品サービス上の位置づけ等）	
4			保有知財の分析・評価	
5	企業価値向上に向けた経営戦略ストーリー ↓ 現在 ～将来	現状のビジネス状況 (As-Is)	事業環境分析（3C分析、SWOT分析等）	現状のビジネスにおける課題を分析する
6			現状の課題	
7		知財を活用した経営戦略策定に向けて (To-Be)	マーケットイン型での課題解決の方向性、事業目標	経営戦略策定に向けたイントロダクションを提供する  定性的な経営戦略検討
8			必要な経営戦略リスト、戦略検討に向けた検討論点	
9			経営戦略の概要（ビジネスモデル（ビジネスモデルキャンパス等）、資金調達ニーズの時期と規模の仮説）	
10		知財を活用した経営戦略 (To-Be)	知財戦略（権利化方針、技術保護方針等）	ビジョンの実現に向けた計画やファイナンスニーズの時期/規模を明確化した経営戦略のストーリー化  定量的な経営戦略検討
11			販売・市場開拓戦略（STP分析、マーケット開拓方針等）	
12			量産化・生産性改善戦略（自動化・DX化等）	
13			財務戦略（資金使途、必要金額、調達方法、時期等）	
14		事業（実行）計画 (To-Be)	アクションプラン、数値計画、将来キャッシュフロー予測	事業計画におけるリスク事象の洗い出し・リカバープラン
15	事業計画におけるリスク事象の洗い出し・リカバープラン			

□: コースに合わせて#10～15の記載も検討

③ 応募要件

以下の要件を満たすことを確認の上、お申し込みください

- ・ 支援対象企業は、下記の要件を満たす企業とすること。
  - ※ 中小企業等であること ※中小企業の定義については中小企業基本法に従う。登録されている特許権・実用新案権・意匠権・商標権いずれかを有している（出願中も含む）又は強みとなるノウハウを有していること。
- ・ 基本コースを希望する者は
  - i 知財の言語化ができていること、
  - ii 知財と事業の関係性が説明できていること、
  - iii 中小企業・金融機関それぞれの知財ビジネス報告書活用理由が、上述2. ①募集内容に示す「対象者」に記載する内容とそれぞれ合致するとともに、その内容がより具体的であることが望ましい。
- ・ 将来キャッシュフローコースを希望する者は、上記基本コースの要件に加えて、
  - iv 将来の事業計画の方向性、資金調達ニーズの有無・時期や規模、売り上げ目標、目標利益率などの定量情報が一定程度言語化できていることが望ましい。
- ・ 企業価値担保権設定調査コースを希望する者は、上記将来キャッシュフローコースの要件に加え、
  - v 企業価値担保権の利用が期待されること（有形資産に乏しいスタートアップまたは成長段階にある中小企業、経営者保証を理由に事業承継の実行を躊躇している又

は後継者への円滑な引継ぎを目指している中小企業、事業再生に取り組んでおり、将来の事業成長が見込まれる中小企業等)、

vi 金融機関が企業価値担保権設定の態勢づくりを行っていることが望ましい。

※v については金融庁「事業性融資の推進等に関する法律 説明資料」において、企業価値担保権の利用が期待されるとして示された企業像を参照しています。

※ご不明な点は事務局にご相談ください。

- ・ 申込者が金融機関の場合、本事業に応募することに関して支援対象の中小企業への事前相談を実施し、当該企業から承諾を得ていること。
- ・ 申込者が中小企業の場合、本事業に応募することに関して連携する金融機関への事前相談を実施し、当該金融機関から承諾を得ていること。

※ 採択された場合に、本事業で支援を受けた企業名および金融機関名については、知財金融ポータルサイトや特許庁ウェブサイト、パンフレット等にて公開することを予定しております。また、知財ビジネス報告書の内容および評価結果については、機密性の高い情報を除き、可能な限り公開することを予定しております。公開する内容については事務局と支援対象企業・金融機関との協議の上決定します（応募書類にて公開可否のチェック項目を設けており、公開可能と回答いただいご応募を優先的に採択させていただきます）。

- ・ 本事業の運営にあたって、事務局は特許庁及び弁理士をはじめとする専門家の間で秘密保持契約に相当する契約を締結しており、このような秘密保持体制のもと本支援を受けることに同意いただくこと。
- ・ 上記の秘密保持体制に同意いただける場合、同意の意志を示すチェック項目にご入力いただくこと。
- ・ 可能な範囲で知財ビジネス報告書の作成にあたって必要となる知財及び財務諸表をはじめとする企業情報の提供に同意いただくこと。
- ・ 金融機関・中小企業ともに、知財ビジネス報告書の取り組み結果等についての電話や面談によるヒアリングへの対応が可能であること。

※面談によるヒアリング実施の際、特許庁の外郭団体である INPIT 知財総合支援窓口の支援担当者の同席を原則必須とし、不定期に特許庁職員が同席する場合があります。

- ・ 金融機関・中小企業ともに、事業実施中および知財ビジネス報告書提供後5年間、特許庁もしくは特許庁が委託する事業者によるアンケート調査・ヒアリング調査等に協力すること。
- ・ 応募書類に記載した内容等について、事務局による問い合わせに対応できること。
- ・ 評価の対象企業が次のいずれにも該当しない者であること。

※ 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団

をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

※ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

※ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

※ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 3. 公募から支援の流れ

流れ	実施主体	実施概要
①応募	金融機関/企業	✓ 応募書類を入手し、事務局までご提出ください
②審査・採択	事務局	✓ 事務局にて書面審査を行い、内容について、一部ヒアリングを経て採択/不採択を決定いたします
③専門家マッチング	事務局	✓ 応募書類に基づき、事務局が知財ビジネス報告書を作成支援する専門家を選定いたします
④知財ビジネス報告書の作成	専門家/金融機関/対象企業/事務局	✓ 専門家と事務局による対象企業・金融機関へのヒアリング及び知財に関する調査・分析を通じて知財ビジネス報告書作成を支援します
⑤知財ビジネス報告書の完成	事務局	✓ 完成した知財ビジネス報告書を金融機関に提供いたします
⑥金融機関による評価	金融機関/事務局	✓ 金融機関に知財ビジネス報告書の内容に基づく評価を行っていただき、中小企業に提供いたします

#### ① 応募

- ・「4.応募方法」に基づき、本事業へ応募いただきます
- ・応募書類を事務局が確認し、不備があれば内容を修正いただくことがございます  
※ 金融機関からのご応募で、複数の中小企業への支援をご希望の場合は、事務局にご相談ください  
※ 令和5年度以前の知財金融促進事業において金融機関からの提出が必須となっていた「知財ビジネス評価書（基礎項目編）」の提出は不要となり、応募申込書に、対象企業の知財の状況や経営課題、将来の展望等の概要を記載いただくこととなります（金融機関・中小企業いずれからの応募であっても同様）

#### ② 審査・採択

- ・事務局にて書面審査を行い、内容について、一部ヒアリングを経て採択/不採択を決定いたします
- ・ヒアリングの日時は応募書類提出後に連絡いたします
- ・仮に不採択になった場合でも、追加募集があった場合には再度ご応募いただくことが可能ですのでお早目にご応募ください

- ③ 専門家マッチング
- ・応募書類に記載された内容を基に、知財ビジネス報告書の作成を支援する専門家を事務局が選定します
- ④ 知財ビジネス報告書の作成
- ・専門家と事務局による対象企業・金融機関へのヒアリング、ヒアリング内容を基にした対象企業の知財に関する調査・分析を通じて、対象企業の知財ビジネス報告書作成を支援します
  - ・知財ビジネス報告書の内容については、専門家または事務局が対象企業と金融機関とのやりとりを通じて、報告書のブラッシュアップを支援いたします
  - ・初回ヒアリングを含め3か月の期間内で4,5回程度のヒアリングを実施し、知財ビジネス報告書の作成支援を行います。(将来キャッシュフローコース、企業価値担保権設定調査コースでは最大8回までヒアリングを実施いたします)
  - ・知財ビジネス報告書作成支援においては、弁理士等の専門家のほか、INPIT 窓口支援担当者が原則同席いたします。その上で、知財ビジネス報告書作成前後でINPIT による支援を受けることが可能です。
- ⑤ 知財ビジネス報告書の完成
- ・完成した知財ビジネス報告書を金融機関に提供いたします
- ⑥ 金融機関による評価
- ・事務局から金融機関に評価方法を説明した上で、金融機関には知財ビジネス報告書の内容に基づく評価を行っていただき、その結果を中小企業に提供いたします  
※応募要件のとおり、応募書類にて公開可と回答いただき、採択された事業者について、企業名および金融機関名を知財金融ポータルサイトや特許庁ウェブサイト、パンフレット等にて公開することを予定しております。また、知財ビジネス報告書の内容および評価結果については、可能な限り公開することを予定しております。公開する内容については事務局と支援対象企業・金融機関との協議の上決定します。

#### 4. 応募方法

応募にあたっては、「6. 個人情報保護」の内容にご同意いただいたうえで、まずホームページより応募書類を請求いただき、内容を記載の上、ご提出ください。

※審査の過程で、応募内容に関する問い合わせや相談をさせて頂く場合があります。

※応募書類提出が難しい場合、事前に事務局までご相談ください。

##### ① 応募の流れ

- ・ ホームページ（知財金融ポータル）より応募書類をダウンロードしてください。

<知財金融ポータル | 公募情報>

[https://chizai-kinyu.go.jp/offers/r8\\_application/](https://chizai-kinyu.go.jp/offers/r8_application/)

- ・ 応募書類を記載してください。
- ・ 応募書類が完成したら、②添付書類と合わせて事務局 ([ip\\_finance@tohmatu.co.jp](mailto:ip_finance@tohmatu.co.jp))までメールにて送付ください。

##### ② 添付書類

- ・ 全コース共通

過去、知財ビジネス評価書・提案書・報告書、ローカルベンチマーク、経営デザインシートや同様の資料（知財分析、経営分析等）をご作成したことがある場合（金融機関につきましては支援対象企業が作成したことがある場合）については、可能な限り応募書類と合わせてご提出ください。

- ・ 基本コースにご応募される場合

中小企業および金融機関の皆様の融資等の検討に向けた対話により一層ご活用頂くために、今年は資金調達ニーズの時期と規模の仮説を整理することを予定しています。従いまして、必須ではございませんが、差し支えない範囲での「財務諸表など財務状況が分かる資料」のご提出をお願いいたします。

- ・ 将来キャッシュフローコース、企業価値担保権設定調査コースにご応募される場合は、「財務諸表など財務状況が分かる資料」を過去3年分**必ずご提出ください**。また、事業計画書がある場合については、可能な限りご提出をお願いいたします。

##### ③ 採択結果

採択結果は電子メールにて通知いたします。

※申込内容が本事業の趣旨に適合するかどうかを審査の上、採択を判断します。

※採択されなかった場合の応募書類につきましては、事務局にて廃棄します。

## 5. 採択方法

- ・提出された書類に基づき、応募内容が本事業の趣旨と相違ないか事務局が確認し、採択の判断を行います。
- ・応募者が多数の場合、上記に加え、採択企業の業種や地域などを考慮した上で、採択を決定いたします。
- ・提案が「2.募集について-②応募要件」を満たさない場合、この時点で審査を終了します。また、審査の過程で、事務局から応募内容に関して追加の説明や資料の提出を求めることがあります。

## 6. 個人情報保護方針

提出頂いた個人情報は、当社の「個人情報保護方針」

(<https://www2.deloitte.com/jp/ja/legal/privacy.html>) に従って、適切に取扱い  
ます。以下にご同意の上、応募書類にご記入ください。

### ① 個人情報の利用目的

お預かりした個人情報は、本事業の運用に係る目的にのみ使用します。また選考書類使用後は当社にて書類を破棄します。案件が採択された方については、事業終了時に書類を破棄します。

### ② 個人情報の共同利用・第三者提供

お預かりした個人情報の共同利用及び第三者提供の予定はありません。

### ③ 個人情報の取扱いの委託

利用目的の範囲内において、当社以外の第三者に個人情報の取り扱いを委託することがあります。その場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選定し、契約等によって個人情報の保護水準を守るよう定め、個人情報を適切に取り扱います。

### ④ 個人情報の提供の任意性とそれに対する影響

個人情報の提供は任意です。但しご依頼した資料をご提供いただけない場合、選考の対象から外れる場合があります。

### ⑤ 個人情報に関するお問い合わせ

お預かりした個人情報の開示、訂正等、利用停止等、若しくは利用目的の通知のご請求または個人情報に関する苦情のお申し出、その他のお問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

※提出いただいた情報は、本事業委託元である特許庁より、今後の知財金融事業のご案内のために使用する場合がございました。

## 7. 問い合わせ先

知財金融事業事務局 有限責任監査法人トーマツ

担当：櫻井、田中、照井

〒100-0005

東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

E-mail：[ip\\_finance@tohatsu.co.jp](mailto:ip_finance@tohatsu.co.jp)

電話番号：03-6213-1251

対応時間：平日 09:30-17:30